

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、いか巣網漁業と小型機船底びき網漁業との操業調整について、次のとおり指示する。

令和7年2月17日

山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会
会 長 森 友 信

1 指示する内容

いか巣網漁業の操業海域及び操業期間を次に掲げる海域及び期間に制限し、当該海域及び期間内においては、小型機船底びき網漁業（漁業権に基づくもの及び自家用つりじ料を採捕するものを除く。）の操業を禁止する。

(1) 海域（いか巣網漁業の操業海域、小型機船底びき網漁業の操業禁止海域）

① 次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた海域

点イ 下関市満珠島東端と北九州市門司区部埼灯台とを結んだ線（以下この項において「A線」という。）と下関市長府宮崎町串崎鼻東端と山陽小野田市大字郡旧宮崎鼻南端（世界測地系：北緯33度59分41.7秒東経131度8分1.4秒、日本測地系：北緯33度59分30.0秒東経131度8分10.0秒）とを結んだ線（以下この項において「B線」という。）との交点

ロ A線の中央点

ハ 下関市大字形山青山頂上から同市満珠島灯台を見通した線（以下この項において「C線」という。）と山陽小野田市大字郡旧宮崎鼻南端（世界測地系：北緯33度59分41.7秒東経131度8分1.4秒、日本測地系：北緯33度59分30.0秒東経131度8分10.0秒）と北九州市門司区部埼灯台とを結んだ線の中央点とロとを結んだ線との交点

ニ B線とC線との交点

② 次のイ、ロ、ハ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた海域

点イ 下関市大字形山青山頂上から同市満珠島灯台を見通した線と山陽小野田市大字郡旧宮崎鼻南端（世界測地系：北緯33度59分41.7秒東経131度8分1.4秒、日本測地系：北緯33度59分30.0秒東経131度8分10.0秒）と北九州市門司区部埼灯台とを結んだ線の中央点とロとを結んだ線との交点

ロ 山陽小野田市大字小野田本山岬南端と北九州市門司区網の鼻突端とを結んだ線の中央点

ハ イと山陽小野田市大字小野田本山岬南端から267度4,800メートルの点とを結んだ線とロと中国電力新小野田発電所煙突を結んだ線との交点

③ 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた海域

点イ 山陽小野田市大字小野田本山岬南端と北九州市門司区網の鼻突端とを結んだ線の中央点

ロ 山陽小野田市大字小野田本山岬南端と福岡県行橋市簗島山頂上とを結んだ線の中央点

ハ 山陽小野田市大字小野田本山岬南端とロを結んだ線と山陽小野田市大字小野田本山岬南端から198度4,500メートルの点とニとを結んだ線との交点

ニ 山陽小野田市大字小野田本山岬南端から267度4,800メートルの点

ホ へとニを結んだ線とイと中国電力新小野田発電所煙突を結んだ線との交点

ヘ 下関市大字形山青山頂上から同市満珠島灯台を見通した線と山陽小野田市大

字郡旧宮崎鼻南端（世界測地系：北緯33度59分41.7秒東経131度8分1.4秒、日本測地系：北緯33度59分30.0秒東経131度8分10.0秒）と北九州市門司区部埼灯台とを結んだ線の中央点とイとを結んだ線との交点

- ④ 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ト、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた海域
- 点イ 山陽小野田市大字小野田本山岬南端と福岡県行橋市簑島山頂上とを結んだ線との中央点
- ロ ハから182度8, 200メートルの点
- ハ 下関南東水道第4号灯浮標
- ニ 山陽小野田市大字小野田本山岬南端から199度5, 300メートルの点
- ホ 山陽小野田市大字小野田本山岬南端から198度4, 500メートルの点
- ヘ 山陽小野田市大字小野田本山岬南端から267度4, 800メートルの点
- ト 山陽小野田市大字小野田本山岬南端とイを結んだ線と、ホとヘを結んだ線との交点
- ⑤ 次のイ、ロ、ハ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた海域
- 点イ 山陽小野田市大字小野田沖ノ瀬灯浮標
- ロ 宇部市大字東岐波沖第1号灯浮標と北九州市門司区戸ノ上山頂上とを結んだ線（以下この項において「A線」という。）と宇部市大字西沖の山西沖干拓護岸南東端と同市大字沖宇部沖本山灯標（新灯台）とを結んだ線との交点
- ハ 山陽小野田市大字小野田沖ノ瀬灯浮標と宇部市大字沖宇部沖亀ヶ瀬灯標とを結んだ線と宇部市大字西沖の山西沖干拓護岸南東端と同市大字沖宇部沖本山灯標（新灯台）とを結んだ線との交点
- ⑥ 次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた海域
- 点イ 山陽小野田市大字小野田沖ノ瀬灯浮標
- ロ 宇部市大字沖宇部沖本山灯標（新灯台）
- ハ 宇部市大字東岐波沖第1号灯浮標と北九州市門司区戸ノ上山頂上とを結んだ線（以下この項において「A線」という。）とロと宇部市大字沖宇部沖亀ヶ瀬灯標とを結んだ線との交点
- ニ A線とロと宇部市大字西沖の山西沖干拓護岸南東端とを結んだ線との交点
- ⑦ 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた海域
- 点イ 宇部市大字沖宇部沖亀ヶ瀬灯標
- ロ イとリとを結んだ線とトとハとを結んだ線との交点
- ハ イとチとを結んだ線とヘとヌとを結んだ線との交点
- ニ 山口市秋穂二島幸崎突端と同市深溝藤尾鼻突端とを結んだ線の中央点から183度の線（以下この項において「A線」という。）とイとチとを結んだ線との交点
- ホ A線とイとヌとを結んだ線との交点
- ヘ 宇部市本山灯標
- ト ヘとイとを結んだ線上へから1, 400メートルの点
- チ 防府市佐波島南端
- リ チから180度3, 000メートルの点
- ヌ 山口市竹島南端
- ⑧ 次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた海域
- 点イ 山口市竹島南端から180度5, 000メートルの点
- ロ 山口市竹島南端から180度の線とホとヘとを結んだ線（以下この項において「A線」という。）との交点
- ハ 防府市向島牛ヶ頸から180度の線とA線との交点
- ニ 防府市向島牛ヶ頸から180度5, 200メートルの点

- ホ 宇部市大字東岐波丸尾埼突端と大分県宇佐市長洲港灯標とを結ぶ線と宇部市大字沖宇部宇部岬漁港防波堤突端と大分県東国東郡姫島村三ツ石鼻西端とを結ぶ線との交点
- ヘ 防府市向島タズノ鼻突端と大分県東国東郡姫島村観音埼突端とを結ぶ線と防府市大字江泊竜ヶ崎突端と大分県国東市国見町琵琶埼突端とを結ぶ線との交点
- ⑨ 次のイ、ロ、ハの各点を順次結んだ線とハから180度の線によって囲まれた山口県海域
- 点イ 大分県国東市国見町琵琶埼灯台
- ロ 防府市佐波島頂上とイを結んだ線とニとホを結んだ線との交点
- ハ 宇部市大字沖宇部沖本山灯標（新灯台）から200度3,700メートルの点
- ニ 宇部市大字東岐波丸尾埼突端と大分県宇佐市長洲港灯標とを結んだ線と宇部市大字沖宇部宇部岬漁港防波堤突端と大分県東国東郡姫島村三ツ石鼻西端とを結んだ線との交点
- ホ 防府市向島タズノ鼻突端と大分県東国東郡姫島村観音埼突端とを結んだ線と防府市大字江泊竜ヶ崎突端と大分県国東市国見町琵琶埼突端とを結んだ線との交点
- ⑩ 次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた海域
- 点イ 防府市向島タズノ鼻突端
- ロ イと大分県国東市琵琶埼灯台とを結んだ線と防府市佐波島南端と周南市大字大津島宮市子南端とを結んだ線との交点
- ハ ロと周南市大字大津島五ツ島北端とを結んだ線と防府市向島翁埼から180度の線との交点
- ニ イと周南市大字大津島横島北端とを結んだ線と防府市向島翁埼から180度の線との交点
- ⑪ 次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域
- 点イ 下松市笠戸島火振岬突端
- ロ イと熊毛郡上関町小祝島頂上とを結んだ線上イから2,000メートルの点
- ハ ロと光市大字浅江字懸山周南流域下水道浄化センター埋立地南西端から護岸沿いに東へ89.5メートルの点に設置した標柱とを結んだ線と下松市笠戸島モ埼突端と熊毛郡田布施町馬島南端とを結んだ線との交点
- ニ 下松市笠戸島モ埼突端
- ⑫ 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた海域
- 点イ 下松市笠戸島火振岬突端と大分県東国東郡姫島村姫島灯台とを結んだ線とハと熊毛郡上関町小祝島頂上とを結んだ線との交点
- ロ イから0度、2,000メートルの点
- ハ 徳山航路第2号灯浮標
- ニ ハと防府市沖島北端とを結んだ線と周南市馬島金ヶ崎南端と大分県東国東郡姫島村姫島灯台とを結んだ線（以下この項において「A線」という。）との交点
- ホ A線と防府市野島南端と光市牛島南端とを結んだ線との交点
- ⑬ 次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた海域
- 点イ 光市大字浅江字懸山周南流域下水道浄化センター埋立地南西端から護岸沿いに東へ89.5メートルの点に設置した標柱から199度の線（以下この項において「A線」という。）と下松市笠戸島モ埼突端と熊毛郡田布施町馬島南端とを結んだ線（以下この項において「B線」という。）との交点
- ロ A線と下松市笠戸島モ埼突端と光市周防牛島灯標とを結んだ線（以下この項

において「C線」という。)との交点

ハ C線と熊毛郡平生町大字佐賀字阿多田島南西端と熊毛郡田布施町大字別府梶取岬突端とを結んだ線の延長線(以下この項において「D線」という。)との交点

ニ B線とD線との交点

- ⑭ 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた海域(ホ、ヘ、ト、チの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた海域を除く。)

点イ 柳井市阿月黒崎北東端

ロ イと大島郡周防大島町大字日見日見崎西端とを結んだ線と柳井市平郡島西端から同市阿月横添鼻東端を見通した線(以下この項において「A線」という。)との交点

ハ A線とニと大島郡周防大島町野島南端とを結んだ線(以下この項において「B線」という。)との交点

ニ 柳井市伊保庄黒島28.1メートル高地(旧黒島)

ホ 柳井市烏島西端

ヘ B線と柳井市阿月タカベ鼻北端からホを見通した線との交点

ト B線と柳井市裸島頂上とチとを結んだ線との交点

チ 柳井市烏島の窪

- ⑮ 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、トの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域(ただし、前島の最大高潮時海岸線から300メートル以内の海域を除く。)

点イ 大島郡周防大島町前島北東端

ロ 岩国市通津アルマティス(株)岩国工場(旧モラルコ工場)建物北端と同市伊勢小島北端とを結んだ線(以下この項において「A線」という。)と広島県大竹市阿多田島西端とトとを結んだ線との交点

ハ A線上、岩国市通津アルマティス(株)岩国工場(旧モラルコ工場)建物北端から1,800メートルの点

ニ 大島航路第5号灯浮標と大島郡周防大島町前島南西端とを結んだ線上(以下この項において「B線」という。)大島航路第5号灯浮標から300メートルの点

ホ ヘと大島郡周防大島町福島西端から0度200メートルの点を結んだ線とB線との交点

ヘ トから270度400メートルの点

ト 大島郡周防大島町前島カナガサイ鼻西端

- ⑯ 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた海域

点イ 岩国市通津アルマティス(株)岩国工場(旧モラルコ工場)建物北端と同市伊勢小島北端とを結んだ線上(以下この項において「A線」という。)同工場北端から400メートルの点

ロ A線と大島郡周防大島町前島西端と広島県大竹市阿多田島西端とを結んだ線(以下この項において「B線」という。)との交点

ハ B線と岩国市由宇町甲島頂上と広島県大竹市玖波356高地を結んだ線(以下この項において「C線」という。)との交点

ニ 大島郡周防大島町前島黄蕃山頂上と広島県廿日市市宮島町厳島草簞崎突端とを結んだ線(以下この項において「D線」という。)とC線との交点

ホ 岩国市通津2丁目面高鼻突端と広島県呉市倉橋島岳浦山頂上とを結んだ線(以下この項において「E線」という。)とD線との交点

ヘ イと岩国市旧岩国飛行場灯台(世界測地系：北緯34度8分56.4秒東経

132度13分30.3秒、日本測地系：34度8分44.6秒東経132度13分39.3秒）とを結んだ線とE線との交点

- ⑰ 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

点イ 岩国市由宇町甲島西端

ロ 岩国市由宇町由宇干拓北側角と広島県呉市横島北端とを結んだ線（以下この項において「A線」という。）とイと大島郡周防大島町大字久賀大崎鼻北端とを結んだ線との交点

ハ A線と広島県江田島市大黒神島東端と岩国市鞍掛島東端とを結んだ線（以下この項において「B線」という。）との交点

ニ B線と岩国市由宇町甲島頂上と広島県呉市鹿島宮の口鼻南端を結んだ線との交点

ホ 岩国市由宇町甲島頂上

- (2) 期間（いか巣網漁業の操業期間、小型機船底びき網漁業の操業禁止期間）

1の(1)の①に掲げる海域	令和7年3月 1日から同年5月31日まで
1の(1)の②に掲げる海域	令和7年3月20日から同年5月31日まで
1の(1)の③に掲げる海域	令和7年3月25日から同年5月31日まで
1の(1)の④に掲げる海域	令和7年4月 1日から同年5月31日まで
1の(1)の⑤に掲げる海域	令和7年4月10日から同年7月10日まで
1の(1)の⑥に掲げる海域	令和7年4月20日から同年6月30日まで
1の(1)の⑦に掲げる海域	令和7年4月 5日から同年5月10日まで
1の(1)の⑧に掲げる海域	令和7年4月20日から同年6月10日まで
1の(1)の⑨に掲げる海域	令和7年4月20日から同年5月10日まで
1の(1)の⑩に掲げる海域	令和7年4月10日から同年5月10日まで
1の(1)の⑪に掲げる海域	令和7年4月 5日から同年6月30日まで
1の(1)の⑫に掲げる海域	令和7年4月20日から同年6月30日まで
1の(1)の⑬に掲げる海域	令和7年4月 1日から同年6月30日まで
1の(1)の⑭に掲げる海域	令和7年4月 1日から同年6月30日まで
1の(1)の⑮に掲げる海域	令和7年4月20日から同年6月30日まで
1の(1)の⑯に掲げる海域	令和7年4月10日から同年6月30日まで
1の(1)の⑰に掲げる海域	令和7年4月20日から同年6月30日まで

- (3) 漁具の標識

いか巣網漁業の操業にあたっては、敷設漁具の所在を示す浮子に所属漁業協同組合名（支店名を含む。）及び氏名を表示した板等を付けなければならない。

- 2 適用する海域

山口県瀬戸内海海区のうち、別表に規定する区域を除く海域

- 3 指示の有効期間

令和7年3月1日から令和8年2月末日まで

【別表】

- (1) 下関市火ノ山下潮流信号所と福岡県北九州市門司区門司埼灯台とを結んだ線、次のアからオまでの点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域のうち山口県海域
- ア 福岡県北九州市門司区部埼灯台
 - イ 下関市満珠島東端
 - ウ イの点と山陽小野田市埴生漁港東防波堤基部とを結んだ線と下関市大字清末312メートル高地（雄笠山）と山陽小野田市大字小野田本山岬南端を結んだ線との交点
 - エ 山陽小野田市大字郡旧宮崎鼻南端（世界測地系：北緯33度59分41.7秒東経131度8分1.4秒、日本測地系：北緯33度59分30.0秒東経131度8分10.0秒）から200度2,000メートルの点
 - オ 山陽小野田市刈屋漁港A防波堤基部
- (2) 次のアからセまでの点を順次結んだ線、ソからテまでの点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた山口県海域
- ア 山陽小野田市大字小野田本山岬南端
 - イ 山陽小野田市沖ノ瀬灯浮標
 - ウ イの点とカの点とを結んだ線と宇部市大字西沖の山西沖干拓護岸南東端と同市本山灯標とを結んだ線（以下「A線」という。）との交点
 - エ A線と宇部市周防灘北航路第1号灯浮標と北九州市門司区戸ノ上山頂上とを結んだ線（以下「B線」という。）の交点
 - オ B線とカの点と宇部市本山灯標とを結んだ線との交点
 - カ 宇部市亀ヶ瀬灯標
 - キ 山口市竹島南端
 - ク 山口市秋穂東日地山頂上と同市秋穂東口網代東端とを結んだ線の延長線（以下「C線」という。）とキの点とシの点とを結んだ線（以下「D線」という。）との交点
 - ケ C線と山口市秋穂東赤石鼻と防府市西浦港西1号防波堤灯台とを結んだ線との交点
 - コ 山口市秋穂東日地山頂上と防府市大字田島字平根南端とを結んだ線と同市大字西浦地蔵鼻突端と同市佐波島東端とを結んだ線（以下「E線」という。）との交点
 - サ D線とE線との交点
 - シ 防府市向島タズノ鼻南端
 - ス 周南市大津島横島北端
 - セ 周南市黒髪島北西端（世界測地系：北緯34度2分16.0秒東経131度44分3.0秒、日本測地系：北緯34度2分4.2秒東経131度44分11.8秒）
 - ソ 周南市仙島南端
 - タ 周南市蛇島頂上
 - チ 周南市岩島灯台
 - ツ 周南市給島頂上
 - テ 周南市大字大島八合山頂上
- (3) 周南市大字大島鍋尻岬突端と下松市笠戸島大城岬突端とを結んだ線、次のアからへまでの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域のうち山口県海域（ホからヤまでの点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた海域を除く。）
- ア 下松市笠戸島モ埼突端
 - イ アの点と熊毛郡田布施町馬島南端とを結んだ線と同町大字別府梶取岬突端と同郡上関町長島高遠鼻突端とを結んだ線（以下「F線」という。）との交点
 - ウ F線と熊毛郡上関町長島小山ノ鼻突端と光市牛島平茂岬突端を結んだ線との交点

- エ 熊毛郡上関町長島小山ノ鼻突端から光市牛島平茂岬突端を結んだ線上同町長島小山ノ鼻突端から1,000メートルの点
- オ 熊毛郡上関町長島師走鼻突端から同町祝島北端を結んだ線上同町長島師走鼻突端から2,300メートルの点
- カ 熊毛郡上関町長島師走鼻突端と同町祝島北端を結んだ線と同町天田島南端から同町鼻繰島東端を結んだ線の延長線との交点
- キ 熊毛郡上関町天田島南端から同町鼻繰島東端を結んだ線の延長線と同町祝島烏帽子鼻突端と光市大字室積村杵崎西端を結んだ線との交点
- ク 熊毛郡上関町小祝島頂上から下松市笠戸島火振岬突端を結んだ線上同町小祝島頂上から2,000メートルの点
- ケ 熊毛郡上関町小祝島頂上から大分県東国東郡姫島村姫島灯台を結んだ線上同町小祝島頂上から2,000メートルの点
- コ 熊毛郡上関町ハウジロ灯台と愛媛県西宇和郡伊方町佐田岬灯台とを結んだ線と熊毛郡上関町八島灯台と大分県東国東郡姫島村姫島灯台とを結んだ線との交点
- サ 熊毛郡上関町八島灯台と愛媛県西宇和郡伊方町権現山頂上とを結んだ線とシの点と大分県国東市国東港南防波堤灯台とを結んだ線との交点
- シ 大島郡周防大島町小水無瀬島灯台
- ス 大島郡周防大島町根ナシ礁灯標
- セ 大島郡周防大島町諸島頂上と愛媛県松山市津和地島苅藻鼻突端とを結んだ線と同市二神島水尻鼻突端と岩国市柱島新宮鼻突端とを結んだ線（以下「G線」という。）との交点
- ソ G線と大島郡周防大島町大字伊保田松ヶ鼻突端と広島県呉市鹿島南端とを結んだ線（以下「H線」という。）との交点
- タ H線と愛媛県松山市竹ノ子島北端と広島県大竹市安芸白石灯標とを結んだ線（以下「I線」という。）との交点
- チ I線と広島県呉市鹿島南端と岩国市由宇町甲島頂上とを結んだ線（以下「J線」という。）との交点
- ツ J線と岩国市端島西端から同市保高島西端を結んだ線の延長線（以下「K線」という。）との交点
- テ K線とトの点から岩国市端島南端を結んだ線の延長線との交点
- ト 岩国市長島頂上
- ナ トの点から岩国市福良島頂上を結んだ線の延長線と大島郡周防大島町情島黒崎鼻突端とニの点とを結んだ線との交点
- ニ 大島郡周防大島町頭島北端
- ヌ 大島郡周防大島町前島黄蕃山頂上
- ネ ヌの点と岩国市由宇町神東相地鼻とを結んだ線と大島郡周防大島町大字東三蒲田ノ尻鼻とノの点とを結んだ線との交点
- ノ 岩国市由宇町港3丁目東端から岩国市手島頂上を結んだ線上同市由宇町港3丁目東端から200メートルの点
- ハ ノの点と岩国市旧岩国飛行場灯台（世界測地系：北緯34度8分56.4秒東経132度13分30.3秒、日本測地系：34度8分44.6秒東経132度13分39.3秒）とを結んだ線と同市保津町2丁目面高鼻と広島県呉市倉橋島岳浦山頂上とを結んだ線（以下「L線」という。）との交点
- ヒ L線とヌの点とフの点とを結んだ線との交点
- フ 広島県廿日市市巖島草簞崎突端
- ヘ 広島県大竹市小瀬川川尻北端
- ホ 熊毛郡上関町大字室津千葉崎突端
- マ ホの点と大島郡周防大島町下荷内島南端とを結んだ線と同町笠佐島東端から柳井

市平郡島西北端を結んだ線との交点

ミ 大島郡周防大島町大字志佐脇ガ鼻突端と同町野島南端とを結んだ線と同町笠佐島東端と柳井市平郡島西北端とを結んだ線との交点

ム 大島郡周防大島町野島南端

メ 柳井市伊保庄黒島28.1メートル高地（旧黒島）

モ 柳井市烏島西端

ヤ 柳井市阿月黒崎突端

(4) 光市牛島（尾島を含む。）及び熊毛郡上関町叶島の最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海域（(3)に掲げる海域を除く。）

(5) 次のアからカまでの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた海域

ア 山陽小野田市刈屋漁港A防波堤基部

イ 次の点ウと山陽小野田市大字小野田縄地ヶ鼻突端を結んだ線と点アとキを結んだ線の交点

ウ 次の点エと山陽小野田市大字埴生干拓護岸南東角を結んだ線と同市大字小野田大浜工業団地埋立地護岸南西角と福岡県北九州市門司区部埼灯台を結んだ線の交点

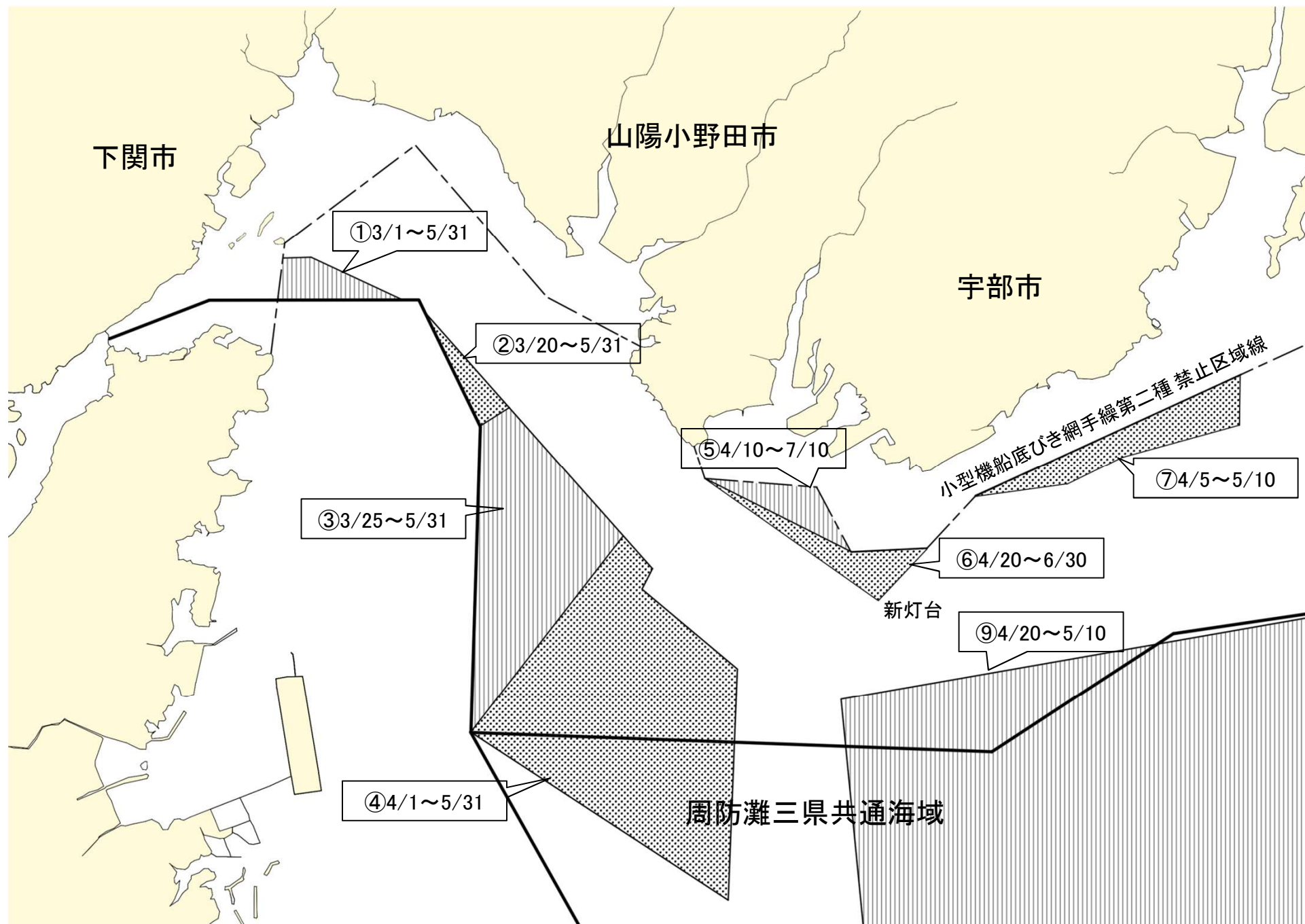
エ 点カと福岡県行橋市簑島頂上を結んだ線上点カから600メートルの点

オ 山陽小野田市沖ノ瀬灯浮標

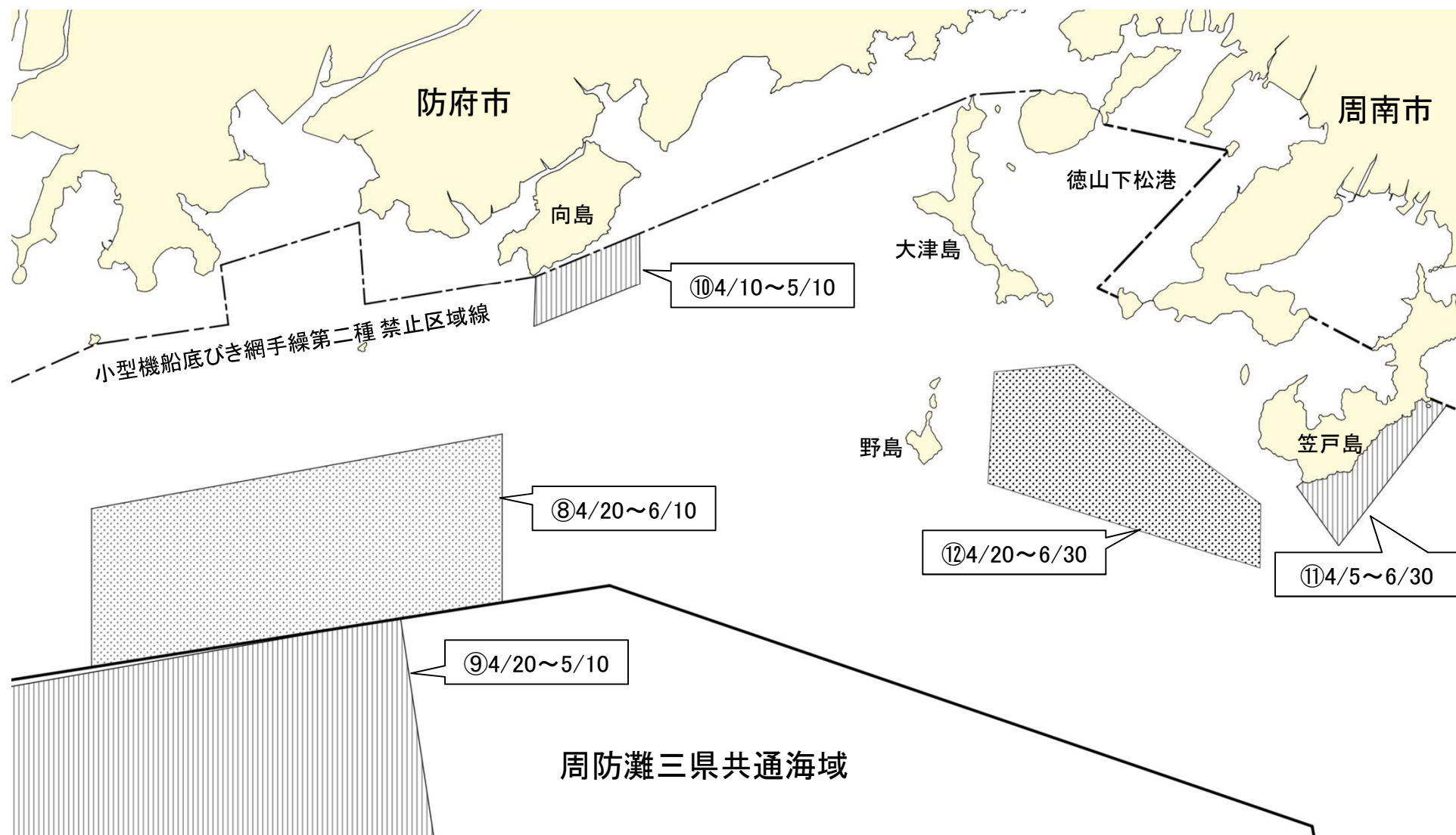
カ 山陽小野田市大字小野田本山岬南端

キ 山陽小野田市大字郡旧宮崎鼻（北緯33度59分42秒東経131度8分1秒）から200度2,000メートルの点

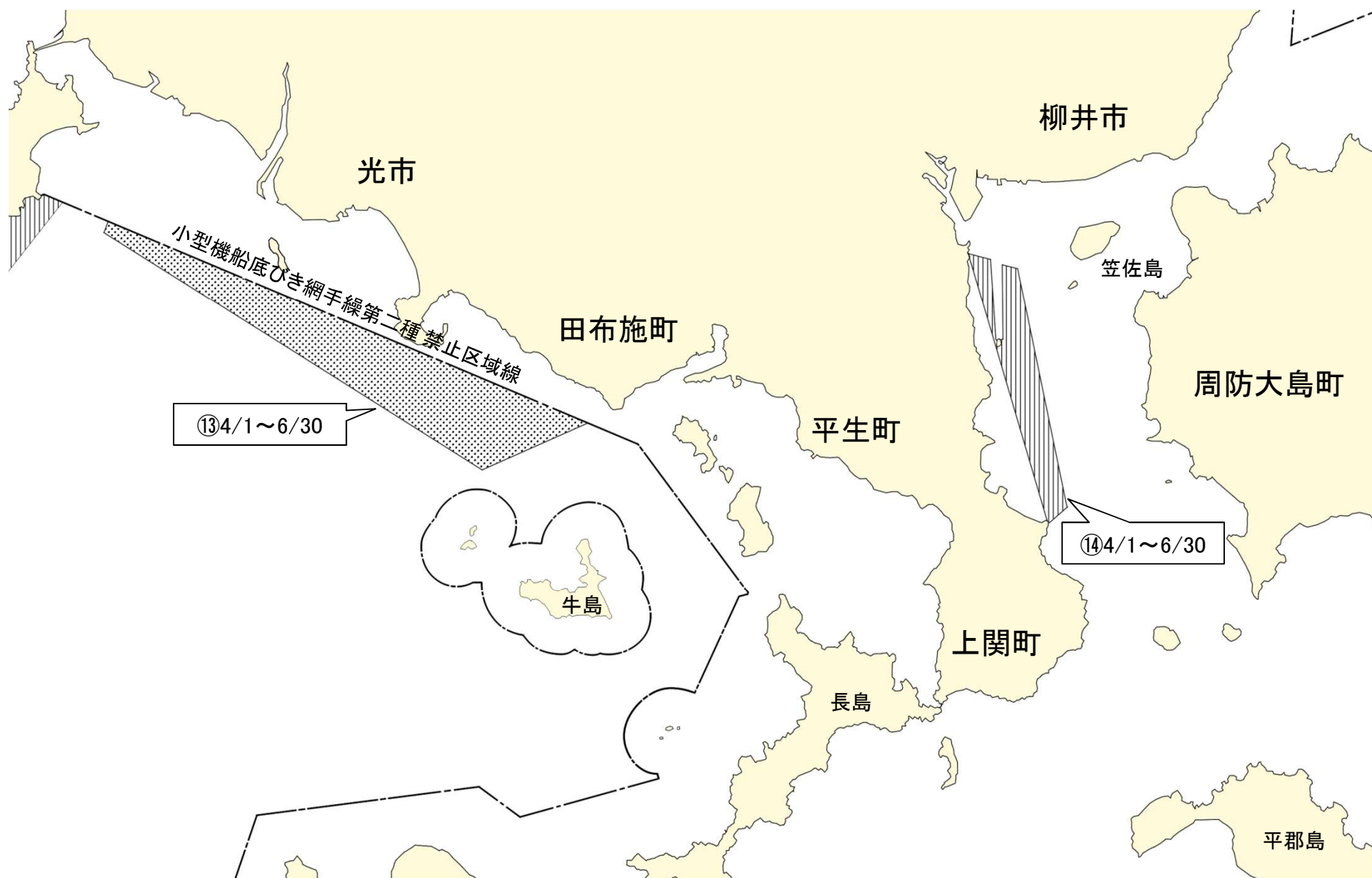
いか巣網漁業と小型機船底びき網漁業との操業調整区域参考図(その1)



いか巣網漁業と小型機船底びき網漁業との操業調整区域参考図(その2)



いか巣網漁業と小型機船底びき網漁業との操業調整区域参考図(その3)



いか巣網漁業と小型機船底びき網漁業との操業調整区域参考図(その4)

